

新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準の策定 及びパブリック・コメントの実施結果について

区では、区で設置した公の施設において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第2条で規定する、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するため、施設管理者が各施設の設置及び管理条例等に基づく運用により利用制限を適用する際に、拠るべき基準として「新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準（素案）」を公表し、パブリック・コメントにより区民等に広く意見を求めた。

本パブリック・コメントの意見等を踏まえ、「新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準」を策定する。

記

1 パブリック・コメント実施状況

- (1) 実施期間
令和元年7月15日（月）から令和元年7月31日（水）まで
- (2) 周知方法
広報新宿（7月15日号）及び新宿区ホームページ掲載
- (3) 閲覧・配付場所
総務課（本庁舎3階）、区政情報課（本庁舎3階）、区政情報センター（本庁舎1階）、特別出張所（10所）、区立図書館（10館）及び新宿区ホームページ
- (4) 意見提出方法
郵送・ファックス・窓口持参及び新宿区ホームページにおいて受付

2 実施結果

- (1) 意見提出者 108名（団体含む。）
- (2) 提出方法 ホームページ106名、FAX1名、持参1名
- (3) 意見件数 77件（延べ219件）
- (4) 意見内容 資料1のとおり
- (5) 意見の反映等

A 意見を反映する	2件
B 意見趣旨は区の方向性と同じ	16件
C 今後の参考とする	5件
D 意見として伺う	35件
E 質問に回答する	19件

3 新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準[変更後]

資料2のとおり

4 今後の主なスケジュール（予定）

- 9月11日（水） 総務区民委員会
- 9月11日（水） 区ホームページにてパブリック・コメント意見に対する区の考え方及び基準公表
- 9月15日（日） 広報新宿9月15日号に周知記事掲載
- 10月1日（火） 基準施行